

# 令和6年9月 防災対策特別委員会資料

## 地域防災力の向上について

- 1 地域防災の推進について ……2
- 2 防災タイムラインについて ……15
- 3 避難行動要支援者への取組みについて ……22
- 4 ささえあい体制づくりについて ……31

防災危機管理室、福祉部、市民健康部、こども部  
中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所

令和6年9月

**1 地域防災の推進について**

2 防災タイムラインについて

3 避難行動要支援者への取組みについて

4 ささえあい体制づくりについて

# (1) 自主防災組織

## 概要

災害発生時において被害の拡大防止のためには地域住民による相互協力が必要不可欠であるため、自治会定例会や地域防災マップづくりなどあらゆる機会を捉えて、組織的な防災活動の必要性を説明し、地域防災の中心となる自主防災組織の結成促進を図っている。

## 自主防災組織の現状 活動カバー率

長崎市	71.2%	(R6.4.1現在)
長崎県	74.8%	(R6.4.1現在)
全国	85.4%	(R5.4.1現在)

## 結成組織数

結成組織 631組織 (R6.4.1現在)



避難訓練の様子

# (1) 自主防災組織

## 課題

自主防災組織の結成促進、既存組織の活動活性化を進めているものの、自治会への加入率の低下と、会員の高齢化により、地域の担い手が不足していることから、自主防災組織の新規の結成数が減少してきており、また、既存の組織においても、単位自治会での訓練実施が難しい等、防災活動の継続が困難となってきている。

## 自主防災組織結成に向けた取組み

世帯数が少なく自主防災組織の結成や防災活動が困難な自治会も多いことから、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会単位での活動を提案することで、単位自治会の枠にとらわれない自主防災組織の結成促進及び防災活動の働きかけを行っている。



地域防災訓練の様子

# (1) 自主防災組織

## 防災用資機材の助成

### 長崎市による防災用資機材助成

防災訓練や災害時の避難誘導などの活動を行うにあたり、資機材が必要となることから、新たに結成した自主防災組織に担架や拡声器、避難誘導用ロープなど32品目の中から選択していただき、助成することで、活動活性化の後押しを図っている。



ヘルメット



懐中電灯



担架



拡声器



避難誘導用ロープ

※32品目のうち、  
必須5品目を掲載

## コミュニティ助成事業

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために、コミュニティ助成事業に基づき、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献事業

### 地域防災組織育成事業 (自主防災組織育成助成事業)



実施主体	市町村又は市町村が認める 自主防災組織
助成対象	地域の防災活動に直接必要 な設備等の整備
助成額	30万円～200万円

※自治総合センターが募集し助成申請を受理した後、内容を確認し助成の可否が決定される。

## (2) 長崎市民防災リーダー

### ア 防災リーダーの目的・役割

#### 概要

大規模災害発生時、行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには、地域で住民が行う防災活動を活性化することが必要となる。そのため、平成21年度から長崎市版「防災士」として地域防災活動の推進役となる長崎市民防災リーダーを養成している。

#### 役割と活動

##### 平常時

- ・防災と減災のための啓発活動
- ・災害に備えた自助・共助活動
- ・避難所運営や避難誘導等の取組み

##### 災害時

- ・公的支援到着までの被災状況に対応する活動
- ・初期消火、救出救護、避難誘導等の応急防災活動
- ・避難所運営や復旧活動などの被災者支援

#### 認定者数

**1,302人**  
(男性1,092人、女性210人)





## (2) 長崎市民防災リーダー

### イ 養成講習等

#### 長崎市民防災リーダー養成講習

カリキュラム（2日間で計14時間）

防災知識と防災活動に関する講習	7時間
避難、救出救護及び消火に関する講習	4時間
救急救命に関する講習	3時間



養成講習の様子



#### 長崎市民防災リーダーフォローアップ研修

市民防災リーダー間の情報共有や資質向上が目的  
【令和5年度の実施状況】

参加者数	96名
講習内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の防災活動事例紹介</li><li>・近年の自然災害と避難行動</li><li>・避難所運営訓練</li></ul>



フォローアップ研修の様子

## (2) 長崎市民防災リーダー

### ウ 地域との連携

#### 地域における防災活動の例

##### 連絡体制の構築

自主防災組織内に、防災リーダーを班長とする班を設置し、災害時の連絡体制を構築



避難体制の確認の様子

##### 避難の呼びかけ

自治会役員が防災リーダー養成講習を受講し、災害発生時には支援が必要な方に避難の呼びかけを実施



避難訓練の様子

##### 避難所運営

防災リーダーを中心に、地域の方々に避難所の開設及び運営を実施



避難所運営訓練の様子



## (2) 長崎市民防災リーダー

### Ⅰ 要綱改正

#### 長崎市民防災リーダー養成に関する要綱（主な改正内容）

改正後	改正前
<p><b>第5条</b> <b>(1) 受講資格</b> 受講資格を有する者は、次の<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当する者とする。 ア 本市内に居住し、かつ、自治会に加入して自治会活動に協力する者で、居住地域の<u>地域コミュニティ連絡協議会長</u>、連合自治会長、自治会長、自主防災組織等の推薦を受けた者 イ 本市内の事業所に勤務する者で、事業所、所属団体等から推薦を受けた者</p>	<p><b>第5条</b> <b>(1) 受講資格</b> 受講資格を有する者は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する者とする。 ア 本市内に居住し、かつ、自治会に加入して自治会活動に協力する者で、居住地域の連合自治会長、自治会長、自主防災組織等の推薦を受けた者。 イ 本市内の事業所に勤務する者で、事業所、所属団体等から推薦を受けた者。</p>

# (3) ながさき防災サポーター

## 目的・効果

### 目的

幅広い世代の市民が防災に関する知識・技能を身につけるために、ながさき防災サポーター養成講習を令和元年から実施し、若い世代が地域における防災活動への参加のきっかけづくりとしている。

### カリキュラム

防災知識に関する講習

4時間

救急救命に関する講習

3時間

### 認定者数

54人  
(男性15人、女性39人)



養成講習の様子

## (4) 地域防災マップ

### ア 地域防災マップの目的

#### 概要

地域住民が、地域の危険箇所や避難所など地図上で確認し、話し合いながらマップ作りを行い、完成した地域防災マップは、全世帯に配布している。  
作成から5年が経過している自治会については、地域の変化に応じたマップの見直しを提案している。

#### 目的と効果

マップ作りを行うことで、自助・共助の重要性を認識してもらい、防災意識の向上を図ることを目的としており、次のような効果が期待される。

- 地域の災害危険箇所の認識の共有
- 災害に対する地域の弱点やいざというときの備えを理解
- 地域内で顔の見える関係づくり

作成自治会数

561自治会

(R6.4.1現在)



地域防災マップ作成の様子



# (4) 地域防災マップ

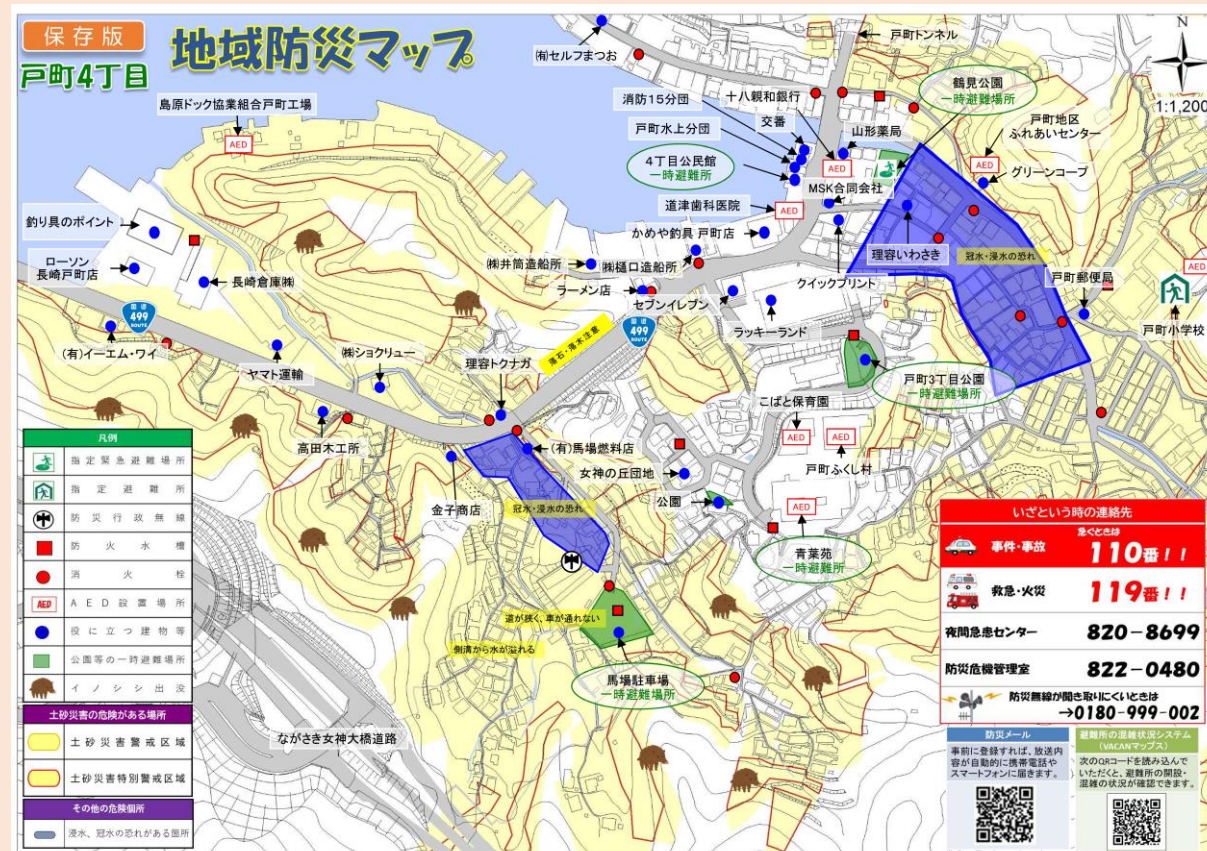
## イ 主な記載内容と取組み

### 主な記載内容

- ① 指定避難所、指定緊急避難場所
- ② 消火栓、防火水槽
- ③ 地域にある役に立つ施設  
(警察署、消防署、公民館、病院、コンビニ等)
- ④ 過去に災害が起こった場所
- ⑤ その他地域によって記載を必要と考える場所  
(野生動物目撃場所、交通量の多い道路等)

### 取組み

- ・市ホームページで事業内容の周知
- ・自治会長へ回覧文書を送付
- ・自治会等の定例会等で事業内容の説明
- ・自治会を対象としたアンケートにて、地域防災マップ作成を希望した自治会に対する支援



完成後の地域防災マップ (例)

# (5) ながさきマップ

## 概要

行政情報をスマホやパソコンからいつでも閲覧できる地図情報サイト

カテゴリメニューで情報を絞り込み



## 主な掲載情報

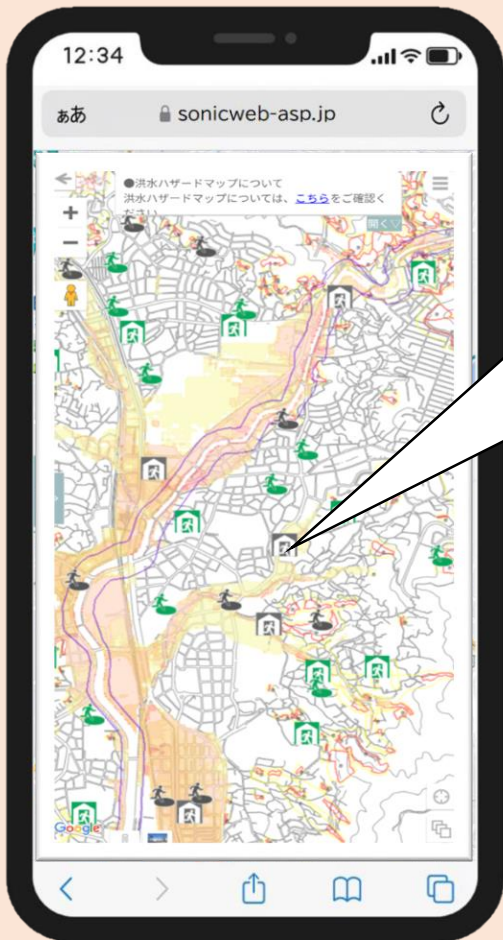
- ハザードマップ
- 指定避難所、指定緊急避難場所
- 都市計画情報
- 道路台帳図
- 建築基準法上の道路
- 水道管情報
- バリアフリー情報
- 駐車場情報
- 公共施設
- 医療施設
- 公園
- 子育て支援センター・保育所等
- レジャー・観光・文化施設 など



# (5) ながさきマップ

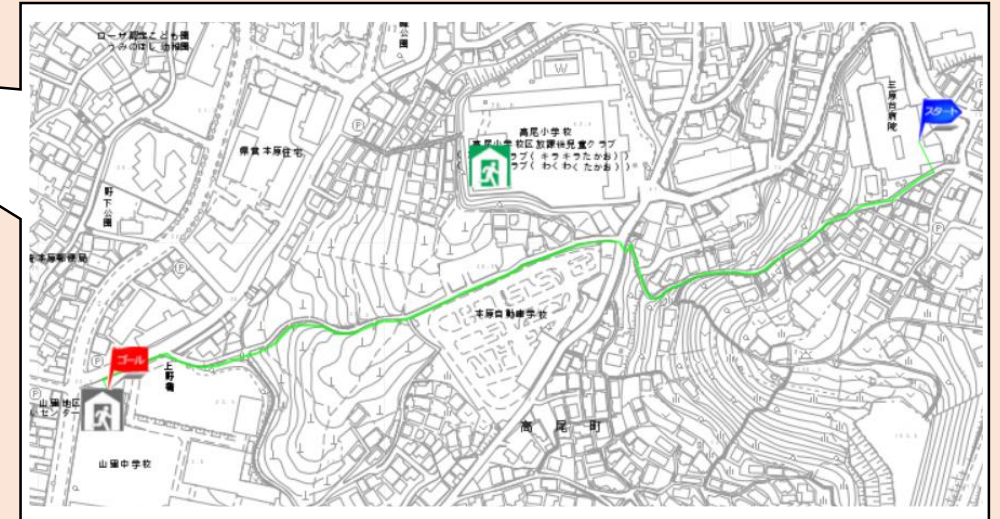
## 防災情報の確認

### 指定避難所の確認



山里地区ふれあいセンター	
施設名	山里地区ふれあいセンター
所在地	長崎県長崎市高尾町4-10
土砂	<input type="radio"/>
洪水	<input checked="" type="radio"/>
地震	<input type="radio"/>
津波	<input type="radio"/>

住所や対応している災害種別



指定避難所までのルートを確認できる

### 主な防災情報

- 土砂災害特別警戒区域・警戒区域
- 洪水浸水想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 災害履歴
- 津波災害警戒区域
- 指定避難所
- 指定緊急避難場所


- 1 地域防災の推進について
- 2 防災タイムラインについて**
- 3 避難行動要支援者への取組みについて
- 4 ささえあい体制づくりについて

# (1) タイムライン

## ア 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル

気象庁や自治体から発表される防災情報を用いて、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動を示したもの



警戒レベル	住民が取るべき行動	長崎市の避難情報	主な気象庁の情報
5	直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報
4	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者等は 全員避難	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報
2	自らの避難行動を確認		大雨注意報 洪水注意報
1	災害への心構えを高める		早期注意情報

# (1) タイムライン

## イ タイムラインの種類

災害時におけるタイムラインとは、災害に対して迅速・円滑・的確に対応するために、個人や自治会、自治体等の単位で誰が、いつ、何を行うかを時系列に一覧化した防災行動計画

### 自助

#### マイタイムライン

家族あるいは個人が取るべき防災行動を、一人一人ですべて決めておく個人のタイムライン

### 共助

#### コミュニティタイムライン

地域住民が自ら適切な防災行動ができるよう定めた、自治会などの地域におけるタイムライン

### 公助

#### 自治体タイムライン

自治体が主体となり、迅速な対応や指示が行えるよう定めた、自治体による防災対策のタイムライン

## (2) マイタイムライン (マイ避難所)

### ア マイ避難所の取組み

#### 概要

平時に、自らの地域の危険度などを確認した上で、いざというときの避難のタイミングや避難先、一緒に避難する人などを事前に考える取組み。  
避難所は指定避難所だけではなく、安全な自宅、友人宅、ホテルなどの頑丈な建物も選択肢の一つであることを、併せて啓発している。

#### マイ避難所の啓発活動



- ・市ホームページで周知
- ・地域の防災訓練や防災講話、まつり、イベントの際に啓発
- ・自治会回覧文書による周知
- ・広報ながさきによる周知
- ・マイ避難所シールを各地域センターなどで配布

#### <マイ避難所シール>

避難のタイミングや避難する場所を記入するシールを目に付く場所に貼り、意識してもらいやすくする。

**指定避難所へ避難したいときは、事前に開設状況を確認しましょう!!**

最寄りの指定避難所は  一緒に避難する人は ※支援が必要な人など

<b>大雨のとき</b> 土砂災害・水害の危険がある場合	<b>[避難のタイミング]</b> <input type="checkbox"/> 大雨・洪水警報 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難 <input type="checkbox"/> _____		<b>マイ避難所は</b> <input type="text"/>
<b>地震のとき</b> 建物の倒壊・津波の危険がある場合	<b>[避難のタイミング]</b> <input type="checkbox"/> 震度_____以上のとき <input type="checkbox"/> _____		<b>マイ避難所は</b> <input type="text"/>

[お問合せ] 長崎市コールセンター ☎095-822-8888 長崎市防災危機管理室 ☎095-822-0480

防災無線がよく聞こえないときは ☎050-5530-9908 [発行] 長崎市防災危機管理室



## (2) マイタイムライン (マイ避難所)

### イ LINE等による防災訓練

#### 概要

普段SNSを使用している若い世代を中心とした幅広い世代の市民を対象に、防災意識の啓発と長崎大水害の伝承を目的とし、7月23日に長崎市公式LINE等を活用しメッセージを配信

#### 令和6年度実施内容

##### マイ避難所を決める図上訓練

実施時間：19:00～19:30

配信回数：4回

使用媒体：長崎市公式LINE

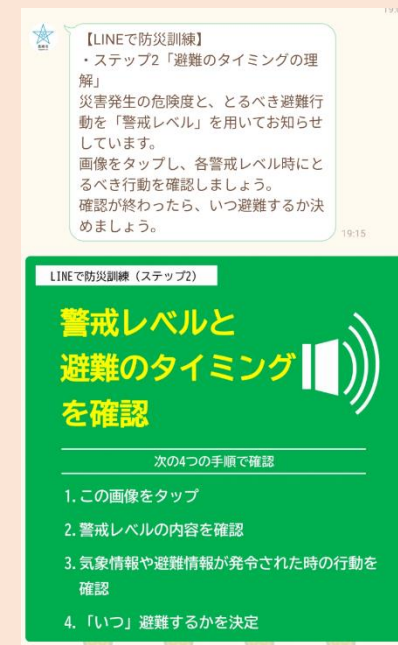
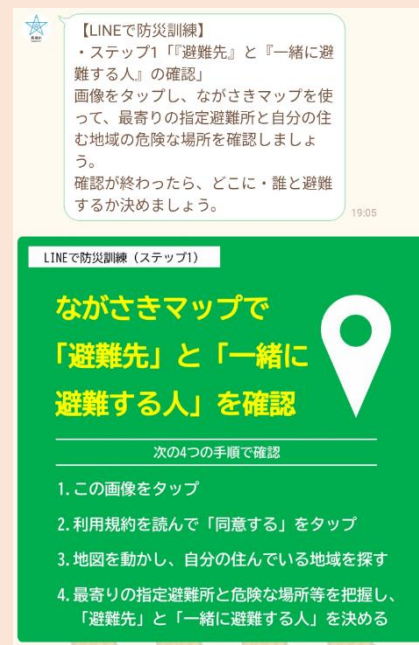
防災危機管理室公式X・Facebook

配信内容：① 訓練案内

② 身の回りの危険個所の確認

③ 避難のタイミングの確認

④ マイ避難所シールの作成



配信内容 (一部抜粋)

# (3) コミュニティタイムライン

## コミュニティタイムラインの目的・効果

### 概要

災害が発生する前から、発生後までの間に、誰が、いつ、何を行うかを時系列に一覧化した地域における防災行動計画

### 目的と効果

地域住民が自ら適切な避難行動ができるようになることを目的としており、それぞれの地域の特性に応じた防災力の向上が図られる

### 作成促進

地域において地域防災マップの見直しや、新規作成を行う際に併せて、コミュニティタイムラインの作成を行うことを地域に提案し、合意が得られた地域において、地域防災マップとコミュニティタイムラインの両者が一体となったものを1ペーパーに落としこみ、地域の全世帯に配布し、日頃から活用

コミュニティタイムライン			
警戒レベル	気象庁長崎市	自治会が取る行動	あなたや家族が取る行動
1	早期注意情報	・テレビや気象台ホームページ等から情報の収集	・天気予報を注意する ・携帯電話を充電しておく
2	大雨洪水注意報	・役員へ連絡 ・住民への注意喚起 ・地区の状況確認	・自分の避難行動を確認
3	高齢者等避難	・自治会集会所の開錠 ・サポーターによる支援開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難
4	避難指示	・自治会集会所から指定避難所へ避難誘導開始	・危険な場所から全員避難
5	緊急安全確保	・命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保	・身の安全を確保

コミュニティタイムラインの作成（例）

# (4) 長崎市の地震発生時のタイムライン

		電子申請サービスによる報告				
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	
経過時間	平日・日中	地震発生 ~30分	~1時間	~3時間	~6時間	
	休日・夜間	地震発生 ~1時間	~3時間	~4時間	~随時	
<b>各部局長</b> 庁議室兼 災害対策本部 会議室		<b>■安全確保</b> ・姿勢を低くし、 頭を守り、 揺れが収まるま で動かない。	<b>■第1回対策本部会議</b> (オンライン会議) ※オンライン会議はTeamsまたは Logoチャットを使用する。 各部局長は参集次第会議参加 ・地震情報の報告 ・災害対策本部設置の報告 ・情報収集事項の報告 ・応援要請検討	<b>■第2回対策本部会議</b> (対面又はオンライン会議) ※オンライン会議はTeamsまたは Logoチャットを使用する。 ・119番入電状況 ・地震発生に伴う被害状況の 報告 ・情報収集事項の報告 ・各部の応急対策活動報告 ・本部長による指示	<b>■第3回対策本部会議</b> (対面又はオンライン会議) ※オンライン会議はTeamsまた はLogoチャットを使用する。 ・119番入電状況 ・地震発生に伴う被害状況 の報告 ・情報収集事項の報告 ・各部の応急対策活動報告 ・本部長による指示	<b>■第4回対策本部会議</b> (対面形式) ・119番入電状況 ・地震発生に伴う被害状況 の報告 ・情報収集事項の報告 ・各部の応急対策活動報告 ・本部長による指示
<b>本部連絡員</b> 大会議室兼 災害対策本部室		・災害対策本部室の設置(庁舎 管理課、情報統計課合同) ・災害対策本部室への参集	・災害対策本部事務分掌による業務 ・本部長指示の班内への共有 ・本部室での情報共有、各班への情報共有 ・情報のとりまとめ、災害対策本部会議の資料作成及び準備 ・ロジスティックス			
情報収集事項 (各班)		・地震情報の収集(総括班) ・職員の安否確認 ・各所管で所有している施設の被害状況 ・ライフラインの状況(電気、水道、通信、ガス) ・災害対策本部事務分掌の実施可否(人員不足業務割り出し)	・地震による被害状況 ・救助活動情報 ・医療、救護活動状況 ・死者、安否不明者情報 ・避難者情報 ・物資調達状況 ・道路状況(輸送ルート)			
		※重要事項については随時報告する	※重要事項については随時報告する			

フェーズ毎に災害対策本部会議開催のタイミングや、職員の安否確認・施設の被害状況などの報告体制を事前に定め、迅速な対応を行えるよう取り決めている。

※震度5弱以上の地震が発生した際に対応

- 1 地域防災の推進について
- 2 防災タイムラインについて
- 3 避難行動要支援者への取組みについて**
- 4 ささえあい体制づくりについて

### 3 避難行動要支援者への取組みについて

市は、災害時における避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するために、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

また、日頃から要配慮者区分ごとの対策を推進するとともに災害時には福祉避難所を開設し、在宅寝たきり高齢者や重度の障害者等の安全を確保する。

(長崎市地域防災計画

第3章 風水害応急対策計画 第26節 避難行動要支援者対策計画より抜粋)

【法的位置づけ】

災害対策基本法 災害対策基本法施行令

災害救助法 災害救助法施行令 厚生労働省令 内閣府告示



# (1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者 = 災害時に自ら避難することが難しい方

## ア 長崎市における避難行動要支援者 (令和6年3月末時点 26,615人)

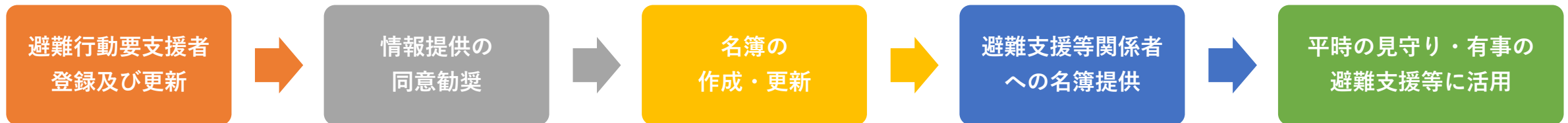
要配慮者区分	範囲
高齢者	在宅で要介護1以上の方 その他、災害時の支援が必要と認められる方
障害者	在宅で、次の手帳等を有する方 ・身体障害者手帳1級または2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A1またはA2 その他、災害時の支援が必要と認められる障害者
難病者	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定される指定難病に該当する方で（高齢者・障害者に登録されている方を除く）、自力で避難する事が困難な方 その他、難病のある方で災害時の支援が必要と認められる者
妊産婦・乳幼児	避難所まで保護者等とともに自力で避難が困難な乳幼児や長期療養児（障害福祉課の避難行動要支援者に登録された方を除く） 避難所まで自力で避難が困難な妊産婦

# イ 避難行動要支援者名簿

災害時における避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するため、避難行動要支援者名簿を作成（市町村の義務）し、情報提供に同意が得られた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する

<b>名簿の記載事項</b>	○氏名      ○生年月日      ○性別      ○住所又は居所      ○電話番号      その他緊急連絡先 ○避難支援等を必要とする事由（区分の種類・介護度等）      等
<b>避難支援等関係者</b>	○消防関係      ○警察機関      ○民生委員・児童委員      ○地域包括支援センター ○自治会      ○地域コミュニティ連絡協議会      ○居宅介護支援事業所      等

## 【名簿に係る一連の流れ】



長崎市要援護者情報システムを活用して一元的に管理し、年1回、避難支援等関係者に提供。災害が発生または発生するおそれがある場合は、不同意の方の名簿情報の提供も可能。

## (2) 個別避難計画

**避難行動要支援者ごとに避難場所や避難方法、避難生活上の留意点等を記載した避難支援のための計画**

**災害対策基本法（令和3年5月一部改正）において、概ね5年程度での個別避難計画作成が市町村に努力義務化された**

### ア 長崎市における個別避難計画

**長崎市介護支援専門員連絡協議会等に個別避難計画作成業務を委託し、避難行動要支援者の実態調査を行い、個別避難計画を作成する**

**個別避難計画は、避難行動要支援者宅の冷蔵庫に保管、避難支援等関係者に情報提供、所管課は一元的に計画情報を管理し**



# イ 計画作成の進捗状況

令和3・4年度に内閣府のモデル事業に参画、  
長崎市介護支援専門員連絡協議会等と連携し個別避難計画を作成

年 度	作成件数
令和3年度	104件
令和4年度	254件
令和5年度	421件



ケアマネが訪問し、  
聞き取りながら個別避難計画を作成

長崎市における個別避難計画 作成実績 (令和6年3月末時点 779件 )

# 長崎市個別避難計画作成事業イメージ図

参考

目指す取り組み体制 災害時における命を守る避難の確保(減災)



警察



消防団



自治会・防災組織



民生委員児童委員



地域包括支援センター

避難支援等関係者・  
地域コミュニティ  
連絡協議会等

- ・避難行動要支援者名簿の活用 ・平常時の声かけ・見守り活動
- ・ささえあい体制づくり (例) ささえあいマップの作成・更新
- ・防災講習 ・避難訓練

## 避難行動要支援者

- ・日ごろから地域の方との顔の見える関係づくり、避難訓練への参加
  - ・私の(マイ)避難所の決定
  - ・災害情報の入手及び避難方法の確保
  - ・避難時の必要物品の確認
  - ・避難所で配慮して欲しいこと
- ↓
- ・避難行動要支援者名簿提供への同意
  - ・私の(マイ)個別避難計画の作成 及び支援者等との共有

共助

共助力の向上

地域コミュニティ連絡協議会や地域ケア推進会議等の機会を活用した主体的な避難支援の役割分担・調整

自助

居宅介護支援専門員 (ケアマネジャー) 等

自助力の向上

- ・個別避難計画の作成
- ・避難行動要支援者名簿提供同意の勧奨
- ・市及び支援者等との個別避難計画の共有
- ・「安心カード」として要支援者宅に保管

公助

長崎市介護支援専門員連絡協議会等への委託

防災活動に関すること  
・マイ避難所・地域防災マップ  
・自主防災組織 等  
防災危機管理室

避難行動要支援者の登録に関すること  
高齢者すこやか支援課 障害福祉課  
健康づくり課 子育てサポート課  
総合事務所 地域福祉課

避難行動要支援者のささえあい体制  
づくり支援に関すること  
総合事務所 地域福祉課  
中央総合事務所 総務課

長崎市

情報共有  
変更 等

地域の防災力向上・避難体制づくりの支援

助言・協力  
依頼

地域ささえあい体制づくりの支援

避難行動要支援者の名簿提供

個別避難計画の情報提供



### (3) 福祉避難所

高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所

長崎市における福祉避難所 (令和6年3月末時点 87施設)

施設数		受入れ可能人数	
87施設	高齢者 78施設	1,444人	高齢者 1,274人
	障害者 9施設		障害者 170人

特別養護老人ホーム等の施設の一部を福祉避難所として開設する協定を締結

#### ○開設の考え方

災害発生時に直ちに開設するものではなく、災害救助法が適用された場合、長崎市が協定施設等に要請を行い開設する

## (4) 今後の取組みについて

### 避難行動 要支援者 名簿

○平時からの見守り・有事の際の避難支援のため、チラシ等を活用した居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等による同意勧奨

### 個別避難 計画

○計画更新について関係者との具体的な検討

○避難行動要支援者が個別避難計画を有効に活用できるよう、計画の避難時携帯の勧奨

○個別避難計画を活用して避難訓練の実施など地域の状況に応じた支援

### 福祉 避難所

○福祉避難所の役割や災害時の行動についての啓発

○協定施設との机上訓練や大型台風の接近時などの機会に福祉避難所の開設及び運営を想定した情報共有・検証等の実施

- 1 地域防災の推進について
- 2 防災タイムラインについて
- 3 避難行動要支援者への取組みについて
- 4 ささえあい体制づくりについて**

## (1) ささえあい体制づくり

災害時に一人でも被害にあう方を少なくするためには、住民同士の助け合いが重要で、万一の災害発生に備えるとともに、地域ぐるみの防災活動や自力での避難が困難な方に対する見守りを進めるため、地域に合ったささえあい体制づくりが重要である。

そこで、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者と、その支援者をつなぐ「ささえあいマップ」の作成について、地域の理解を得ながら進めている。

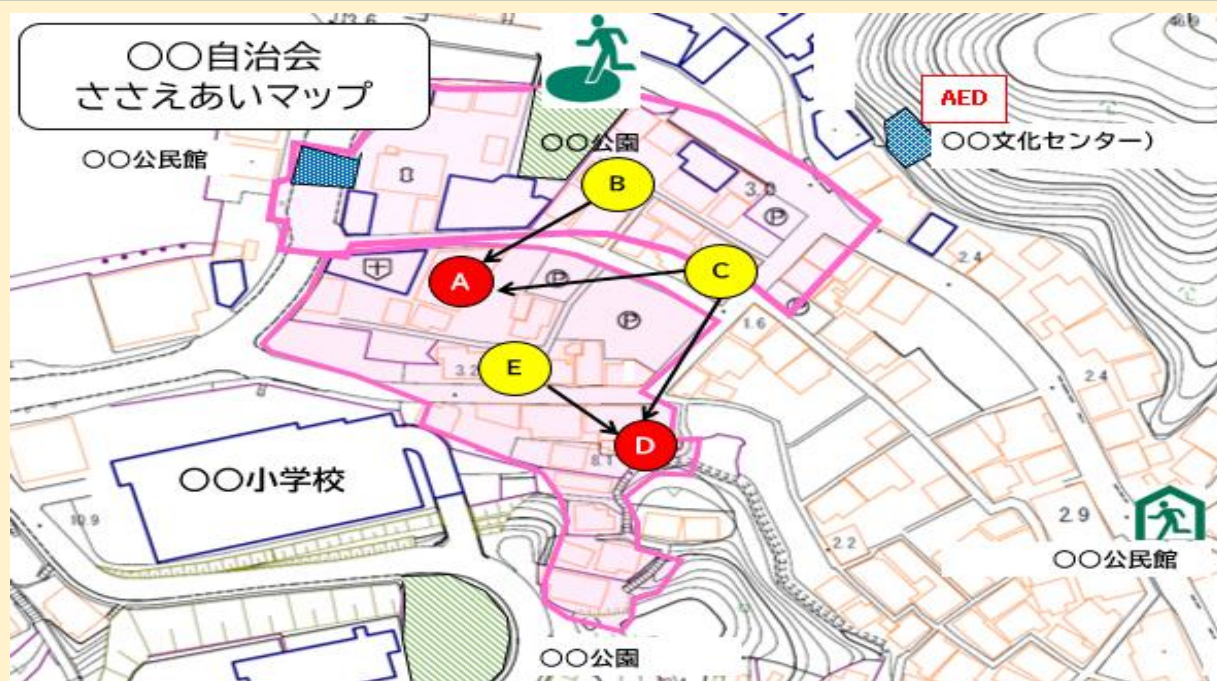
また、これらの作成を通して、要支援者や支援者との日頃の声掛けにもつながるなど、地域住民の関係を深めることにつながっている。



## (2) ささえあいマップ

地図上に高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者とその方々を支援する支援者等の情報が記載されている地図のこと。

### <ささえあいマップの一例>

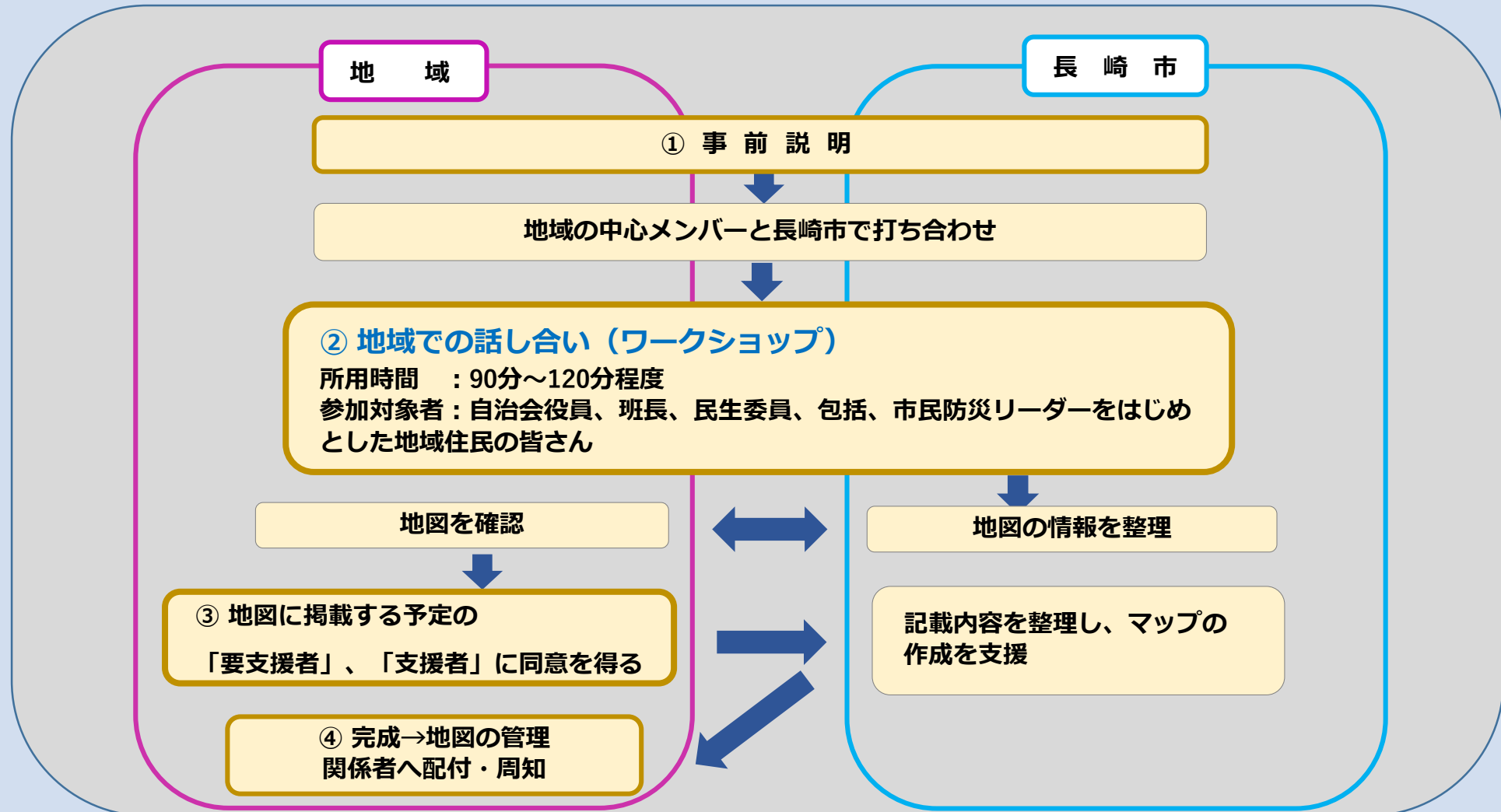


一人で避難できないかた（要支援者：●）を地図上に表示し、避難をお手伝いするかた（支援者：○）を決め、矢印（→）で結んでいます。



# (3) ささえあいマップ作成の流れ

単位自治会ごとに、地域の実情・ペースに合わせて作成している。



## (4) 実績

平成25年度に取組みを開始し、令和5年度末までに122単位自治会で取組みが完了している。

年 度	年度別 作成数	累計数	年 度	年度別 作成数	累計数
平成25年度	1	1	令和元年度	24	54
平成26年度	3	4	令和2年度	24	78
平成27年度	6	10	令和3年度	32	110
平成28年度	3	13	令和4年度	9	119
平成29年度	3	16	令和5年度	3	122
平成30年度	14	30			

# (5) 今後の取組み

自治会等に出向いて説明を行い、作成について働きかけを行っているが、自治会の高齢化や担い手減少、支援者になることへの負担感などから、取組みが進んでいない地域もあるため、職員が積極的に地域を支援するとともに、マップの有効性を根気強く説明するなど、今後も作成に向けた働きかけを継続していく。



## ♡みんなでつくろう！ささえあいマップ♡

～ 災害で命を落とすかたを少なくするために ～

近年、各地で災害が発生し、多くの尊い命が失われています。一人でも被害にあうかたを少なくするためには、住民同士の助け合いが大切です。そこで、長崎市では地域の助け合いのしくみとして、「ささえあいマップ」づくりを提案しています。

### ■「ささえあいマップ」って？

災害時などのいざというときに備え、一人で避難できないかた（要支援者）や、そのかたの避難をお手伝いするかた（支援者）などの情報を記載し、地域でささえあう体制を表示した地図です。

<ささえあいマップの一例>



一人で避難できないかた（要支援者：●）を地図上に表示し、避難をお手伝いするかた（支援者：○又は□）を決め、矢印（→）で結んでいます。

### 長崎市における要支援者は？

- ① 介護認定が要介護1・2・3・4・5
- ② 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 特定医療費（指定難病）受給者 などです。

※なお、市で把握している要支援者（同意が得られたかた）の名簿は、自治会ごとに提供することができます。

問合せ先：各総合事務所地域福祉課

### 「支援者」＝「責任者」ではありません。

支援者は、要支援者の身近に暮らす住民の一人として、要支援者のことを気にかけていただくかたのことです。

大規模な災害発生時は、地域の皆さんが被災者となることもあります。まずは、自分自身や家族を守るのが第一ですので、状況に応じてできる範囲での支援を行ってください。

「ささえあいマップ」は、支援者が直接支援できないときでも、安否確認や消防・警察への情報提供などに活用することができます。

